# 第2章 健診・保健指導の進め方(流れ)

### 2-1 計画の作成

健診・保健指導計画作成のために、各種データ<sup>1</sup>の分析を行い、集団の特性(地域 や職場の特性)や健康課題を把握し、具体的な目標を定めた年次計画を策定し、毎 年の健診・保健指導事業を実施する。

健診項目としては、集団の特性や健康課題に応じて健診検査項目を設定することとなるが、特定健診については基本的な健診の項目の実施が必須となっていることに留意する。また、保健指導についても、どのような者に優先すべきか、集団の特性や健康課題に応じて設定する。特定健診・特定保健指導においては、医療保険者はこうしたことを踏まえて各期の特定健診等実施計画を策定する必要がある。

また、健診未受診者等に対する支援方法についても、集団特性に合わせ、創意工夫をし、受診率向上のための具体策を計画の中に盛り込むことが重要である。

# 2-2 健診の実施と健診結果やその他必要な情報の提供(フィードバック)

健診対象者に対して、健診の受診を促す。その際、望ましい条件下(空腹時採血等)で健診が受診されるよう、事前の情報提供を行う。

健診の実施に際しては、プライバシーに配慮した検査環境を整えた上で、適切な 検査手技に基づき検査を実施する。また、医師が詳細な検査を要すると判断した者 については、受診者本人に丁寧にその必要性を説明した上で、円滑に当該検査を受 けられるよう配慮する。

各種検査値の測定に当たっては、検査の精度管理及び検体管理を適切に行う。

健診実施後は、全ての健診受診者に対し、すみやかに健診結果やその他必要な情報の提供(フィードバック)を行う。生活習慣病は自覚症状を伴うことなく進行することから、検査結果が示唆する自らの健康状態を全ての健診受診者が理解できるよう、通知の様式や通知方法を工夫してフィードバックを行うことが求められる。特に、専門的な治療を開始する必要がある者に対しては、その必要性を十分に理解できるよう支援した上で、確実に受診勧奨を行う。詳細は第2編第2章を参照されたい。

14

<sup>1</sup> 各種データ:男女別・年代別の健診結果、有所見状況、メタボリックシンドローム該当者・予 備群数及びリスクの重複状況、対象となる被保険者数・被扶養者数及び過去の健診 受診者数・未受診者数等の把握、医療費データ(レセプト等)、要介護度データ等。

# 2-3 保健指導対象者の選定・階層化と保健指導

所定の基準に基づき階層化を行い、保健指導の必要性の度合いに応じて、すなわち生活習慣病の危険因子の数に応じた保健指導対象者の選定・階層化を行う。その結果、対象者は、①「情報提供」のみを行うレベル、②「情報提供」及び「動機づけ支援」を行うレベル、③「情報提供」及び「積極的支援」を行うレベル、の3種類に区分される。このうち、医療保険者の義務である特定保健指導の対象者は、上記②、③のレベルの対象者から降圧薬等を服薬中の者2を除いた者である。

階層化された保健指導対象者に対し、個別に適切な保健指導を行う。この際、特定保健指導(「動機づけ支援」及び「積極的支援」)の対象とならない者に対しても、個々のリスク等の状況に応じ、必要な支援を行うことが重要である。

### 2-4 評価

健診・保健指導の結果やレセプトデータ等を用いて予め設定した評価指標・評価 方法を基に、ストラクチャー<sup>3</sup> (構造) 評価 (実施体制、施設・設備の状況)、プロ セス (過程) 評価 (健診・保健指導実施者の研修等)、アウトプット (事業実施量) 評価 (実施回数、参加人数等)、アウトカム (結果) 評価 (糖尿病等の生活習慣病有 病者・予備群の減少数、健診データの改善、健康度の改善効果、医療費の適正化効 果等)を行い、次年度の健診・保健指導計画につなげることが必要である。

<sup>2</sup> 医師の指示のもとで服薬中の者を指す。

<sup>3</sup> ストラクチャー: 構造。ここでは健診・保健指導を実施する際の構成因子を指す。物的資源(施設、設備、資金等)、人的資源(職員数、職員の資質等)、組織的資源(スタッフ組織、相互検討の仕組み、償還制度等)等がある。

#### 健診・保健指導計画作成のためのデータ分析 計 ·生活習慣の状況 集団の健康実態状況の把握 画 ・被保険者数及び健診受診者数のピラミッド、健診受診率 •男女別年代別健診有所見状況 の ・支援別保健指導実施数及び実施率 等 ・メタボリックシンドローム該当者のリスクの重複状況 作 ※2年目より、前年度の保健指導の評価項目を追加 成 健診・保健指導計画の立案・策定 健診の実施 血糖高值 糖尿病 心筋梗塞 健 内臓脂肪型 内臓脂肪 40~74歳の 肥満 高血圧症 脳卒中 血圧高値 蓄積 全被保険者 予備群 脂質異常症 診 糖尿病腎症 (被扶養者含む) 脂質異常 非肥満 選 定 判定・階層化 • 保 〇健診結果(腹囲、血糖、脂質、血圧等)、質問票(治療歴、喫煙その他生活習慣等)により、選定・階層化する。 階健 〇生活習慣上の課題の有無とその内容を確認する。 層指 化導 • 対 結象 健診結果の速やかな通知 果者 健診は対象者にとって自らの健康状態を知り生活習慣を振り返る重要な機会 のの 確実な受診勧奨と 通 → 検査結果が示唆する健康状態の解説を含めて分かりやすくフィードバックする。 知 受診状況の確認 肥満・非肥満を問わず、 情報提供 必要な場合は 確実に医療機関につなぐ。 〇生活習慣病の特性や生活習慣の改善に関する基本的な理解を支援する。 ○対象者とともに健診結果を確認し、健診結果が示唆する健康状態について、 対象者自身が理解できるよう説明する。 対象者ごとの計画作成 保 健診結果と詳細な質問票で行動変容の準備状態を把握する。 健 指 動機づけ支援 積極的支援 導 リスク等に応じて 生活習慣の改善に対する個別の目標 準備段階にあわせて個別の目標を 必要な 設定し、具体的で実現可能な行動 を設定し、自助努力による行動変容が 支援を実施 可能となるような動機づけを支援する。 の継続を支援する。 対象者ごとの評価 〇アウトプット(事業実施量)評価:実施回数や参加人数等 評 〇プロセス(過程)評価

〇健康度の改善効果と医療費適正化効果 等

○アウトカム(結果)評価

: 糖尿病等の有病者・予備群の減少率・保健指導効果の評価)

価

# 第3章 健診・保健指導事業に関わる者が有すべき資質

効果的・効率的な健診・保健指導事業を実施するために、医師、保健師、管理栄養士等や事務担当者を含めた当該事業に関わる者は、事業の企画・立案から事業の実施、評価に至るまでの一連のプロセスを行う能力が求められる。

また、保健指導の実施者は、対象者の身体の状態、背景、価値観等に配慮しつつ、行動変容に確実につながるような支援ができる能力を獲得する必要がある。

# 3-1 事業の企画・立案・評価を担う者が有すべき資質

医療保険者に所属している医師、保健師、管理栄養士等や事務担当者を含めた健診・保健指導事業に関わる者は、その事業の企画・立案や評価を行い、効果的な事業を実施する役割があることから、以下のような能力を習得する必要がある。

# (1) データを分析し、優先課題を見極める能力

健診・保健指導を計画的に実施するためには、まず健診データ、医療費データ(レセプト<sup>1</sup>等)、要介護度データ、地区活動等により知り得た対象者の情報などから、対象集団の特性(地域や職場の特性)を抽出し、対象集団の優先的な健康課題を設定できる能力<sup>2</sup>が求められる。

例えば、医療費データ(レセプト等)と健診データの突合分析から、その対象集 団に比較的多い疾病の発症予防や重症化予防のために効果的・効率的な対策を考え ることや、どのような疾病にどのくらい医療費を要しているか、より高額な医療費 がかかる原因疾患は何か、それは予防可能な疾患なのか、また、介護保険データか らは高齢期の要介護状態と生活習慣病との関連等を調べ、対策を考える能力が必要 となる。

また、データの電子化に伴い、突合分析においては適切に電子データを処理する 技術が必要である。

<sup>1</sup> レセプト分析をすることにより、糖尿病等の生活習慣病やその合併症である脳卒中や心筋梗塞、糖尿病腎症ほか糖尿病合併症などがいかに多いか、医療費がいかに多くかかっているか等を明らかにできる。それにより、医療費適正化のための疾病予防の重要性を認識し、的確な保健指導に結びつけることができる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 対象集団の検査データの傾向や生活習慣上の課題を把握することで、集団に関する目標達成に向けて何が解決すべき課題で、どこに優先的な予防介入が必要であるかという戦略を立てることが重要である。

## (2) 健診・保健指導の企画・調整能力

対象集団の特性(地域や職場の特性)を踏まえた健診項目の選定や、受診勧奨した者が確実に受診したかどうかの確認を行う体制を含め、効果的に健診・保健指導を行う体制を整備することが必要である。そのためには、保健指導に関係する既存の社会資源を効率的に活用するとともに、健診等業務を受託する事業者等を含めた保健指導の連携・協力体制を構築する能力が求められる。

また、個人に着目した保健指導を行うのみでなく、地域・職域にある様々な保健活動や関連するサービスと有機的に連動させた保健指導体制の構築を行っていくことが求められる。そのため、地域・職域連携推進協議会や保険者協議会を活用し、医療保険者・関係機関・行政・NPO等との密接な連携を図り、協力体制をつくることや、地域に必要な社会資源を開発するなど、多くの関係者間のコーディネートができる能力が求められる。

一方、積極的支援の対象者が多い場合、効率的に健診・保健指導を実施し、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群減少の目標を達成するために、過去の健診結果等も十分に加味し、発症・重症化する恐れの特に高い対象者を、優先的に抽出していく能力も必要となる。

健診受診率、保健指導実施率向上のための効果的な方策の企画能力も求められる。

### (3) 健診・保健指導の委託に関する能力

健診・保健指導を事業者へ委託する場合は、委託基準に基づき健診・保健指導の 実施機関を選定していくこととなる。

具体的には、保健指導を委託する際には、委託する業務の目的、目標や範囲を明確にした上で、費用対効果が高く、結果の出る事業者を選択し、健診・保健指導の継続的な質の管理を行う能力が求められる。

また、保健指導の質を確保するためには、委託基準や詳細な仕様書を作成する必要があり、実際の委託契約においては、金額のみの観点から契約が行われることがないよう、費用対効果を念頭に置いて保健指導の内容を評価し、契約にその意見を反映させるなど、適切な委託を行うための能力も必要である。

このため、事務担当者を含めた当該事業に関わる者は、アウトソーシング先の保健指導方法をしっかり把握し、適切に進行管理できるよう、一定の知識を身につけることが必要である。

また、委託後、適切に業務が行われているかモニタリング<sup>3</sup>し、想定外の問題がないか情報収集を行い、問題がある場合にはできるだけ早急に対応する能力も求められる。

<sup>3</sup> モニタリング:変化を見逃さないよう、続けて測定、監視すること。

## (4) 事業の事後評価を行う能力

保健指導は、成果を着実にあげることが求められることから、健診・保健指導の結果を基に、アウトカム(結果)評価など各種評価を行い、次年度の企画・立案につなげることができる能力が必要である。

評価の方法等は第3編で詳述しているのでここでは触れないが、保健指導の効果の評価ができ実行可能な評価計画を立て、その結果を分析して課題を明確にし、現行の健診・保健指導システムの改善について具体的に提案できる能力が求められる。

また、健診結果及び質問項目による対象者の選定が正しかったか、対象者に必要な保健指導が実施されたか等を評価し、保健指導の技術を向上させていくことが必要である。

### (5) 保健指導の質を確保できる能力

保健指導の質を保ち、効果的な保健指導が行われるよう、保健指導場面への立ち会いや対象者の満足度等から保健指導実施者の技能を評価するとともに、質の向上のための保健指導実施者自らが保健指導の方法や対象疾患の知識等について学習する環境づくりや事例検討の実施など、人材育成に取り組む能力も求められる。

### (6) 保健指導プログラムを開発する能力

保健指導に係る新しい知見や支援方法に関する情報を収集し、また実際の指導場面での対象者の反応や保健指導実施者に対する評価に基づいて、定期的に保健指導プログラムを見直し、常により効果的な保健指導プログラムを開発していく能力が求められる。

# 3-2 健診・保健指導実施者が有すべき能力

保健指導は、医療保険者等に所属する医師、保健師、管理栄養士等が実施するのみではなく、アウトソーシング先の事業者も実施する。いずれも効果的な保健指導を実施することが求められるため、その所属を問わず、保健指導実施者として以下のような能力の習得が必要である。

なお、医師、保健師、管理栄養士等は、それぞれの養成課程における教育内容が 異なり、新たに習得すべき能力に差があることから、研修プログラムを構成する際 にはこの点を考慮する必要がある。

### (1) 健診結果と生活習慣の関連を説明でき行動変容に結びつけられる能力

健診結果から現在の健康状態を把握した上で、対象者に対し、摂取エネルギー過剰、運動不足などの食習慣・運動習慣・喫煙習慣・飲酒習慣等の問題による代謝の変化(血糖高値、脂質異常などの変化で可逆的なもの)が血管の変化(動脈硬化等の不可逆的なもの)になるという発症や重症化のメカニズムをしっかり押さえ、対象者が納得できるよう説明する能力が必要である\*1。

こうした説明を分かりやすく行い、対象者が自らの健康状態を認識し行動変容につなげられるよう、最新の知識・技術を習得し、蓄積された健診結果やレセプト等の集団のデータを分析・考察することを通じて常に研鑚し続けることが必要である\*2。

- ※1:例えば高血糖状態など、糖尿病になる前の段階で早期に介入し、保健指導により行動 変容につなげていくことで、疾病の発症予防を行うべきである。また、糖尿病になり合 併症を発症した場合でも、医療機関と連携し、保健指導を継続することで更なる重症化 予防の支援を行うべきである。
- ※2:実際に重症化した人などの治療状況や生活習慣等を把握することにより、なぜ疾病の 発症、重症化が予防できなかったのか考える必要がある。なぜ予防できなかったかを検 証することにより、医療機関との連携や保健指導において対象者の行動変容を促す支援 技術の向上につながる。

#### (2)対象者との信頼関係を構築できる能力

保健指導においては、対象者が自らの健康問題に気づき、自分自身で解決方法を見出していく過程を支援することにより、対象者が自らの状態に正面から向かい合い、それに対する考えや気持ちをありのままに表現することでセルフケア(自己管理)能力が強化されると考えられる。この過程の支援は、初回面接において対象者と支援者との信頼関係を構築することが基盤となることから、受容的な態度で対象者に接すること、またその後の支援においては、適度な距離を保ちつつ継続的に支援できる能力が必要である。

## (3) 個人の生活と環境を総合的にアセスメントする能力

健診結果から対象者の身体状況と生活習慣の関連を判断し、対象者の年齢、性格、現在までの生活習慣、家庭環境、職場環境等の把握、行動変容の準備状態、健康に対する価値観などから、対象者の健康課題について、各学会ガイドライン等を踏まえ保健指導を立案し、総合的にアセスメントできる能力が必要である。そのためには、健診データを経年的に見て、データの異常値をメタボリックシンドロームや対象者の生活習慣と関連づけて考えられる能力が求められる。また、行動変容のステージ(準備状態)や健康に対する価値観を把握し、対象者の状態にあった保健指導方法を判断できる能力が求められる。

### (4) 安全性を確保した対応を考えることができる能力

健診の検査結果、問診結果、健診時の医師の判断、レセプト等をもとに病態を適切に判断し、受診勧奨、保健指導その他の方策について適切に判断できる能力が求められる。

特に、検査結果が不良な対象者や整形外科的疾患等のある者については、保健指導対象者となった場合に身体活動や運動の強度等について考慮する必要があるため、健康づくりのための身体活動基準 2013 を参照するとともに、禁忌情報や留意事項を共有することで主治医と連携を図る等、適切に対応する。

また、精神疾患等で治療中であることが判明した場合には、対象者の了解を得た上で必要に応じて主治医に相談し、保健指導への参加の可否や、実際に保健指導を行う際の留意点等を確認すること等により、保健指導から脱落しないように努めることが望ましい。なお、主治医に相談する場合には、保健指導の目的や具体的な実施方法を記した書面を提示し、医師が参加の可否等を判断しやすいようにすることが望ましい。

## (5) 相談・支援技術

#### ①カウンセリング的要素を取り入れた支援

セルフケア(自己管理)では、対象者自身が行動目標や目標達成のための方法を 決めることが前提となる。したがって、一方的に目標や方法を提示するのではなく、 カウンセリング的要素を取り入れることが必要である。さらに、対象者のこれまで の日常生活を振り返り、行動変容できたことについてポジティブなとらえ方をする よう心がけ、それを言語化することで対象者が自己肯定感を持って生活習慣改善に 取り組めるような関わりを行うことが望まれる。

### ②認知行動療法の手法4、コーチングの手法5等を取り入れた支援

対象者が長い年月をかけて形成してきた生活習慣を変えることは、容易なことではない。対象者の認識や価値観への働きかけを行うためには、認知行動療法やコーチング等に係る手法についても学習を行い、対象者や支援者に合った保健指導の方法を活用することが必要である。また、これらの手法の基礎となっている理論についても、一定の知識を得て継続的に研鑽を積む必要がある。

#### ③個々の生活習慣の改善のための具体的な技術

栄養・食習慣や身体活動・運動習慣における課題、喫煙習慣・多量飲酒の習慣などについては、改善のための支援が必要である。そのためには、まず対象者の知識や関心に対応した適切な支援方法を判断し実践することや、対象者の学習への準備状態を判断し、適切な食教育教材や身体活動・運動教材を選択又は作成して用いることができる能力が必要であり、また、対象者の学習過程に応じた支援が求められる。

## (6) 個々の生活習慣に関する専門知識をもち活用できる能力

科学的根拠に基づき、対象者にとって改善しやすい生活習慣の具体的内容とその目標を提案できる能力が必要である。その際には、対象者の置かれた環境を踏まえた支援の提案や、国や自治体の事業や計画に関して情報提供できる能力が必要である。

また、個々の生活習慣は互いに関連しているため、対象者が置かれた状況を総合的に判断し、生活習慣改善支援をバランス良く行うことが求められる。

#### ①栄養・食習慣についての専門知識

対象者の栄養状態や習慣的な食物摂取状況をアセスメントし、健診結果と代謝、食事内容との関係を栄養学等の科学的根拠に基づき、対象者にわかりやすく説明できる能力が必要である。その上で、「日本人の食事摂取基準」「食生活指針」「食事バランスガイド」や食事療法の各種学会ガイドライン等の科学的根拠を踏まえ、エネルギーバランス(食事によるエネルギー摂取量と身体活動・運動による消費量)も考慮し、対象者にとって改善しやすい食行動の具体的内容を提案できる能力が必要である。その際には、対象者の食物の入手のしやすさや食に関する情報の入手のしやすさ、周囲の人々からのサポートの得られやすさなど、対象者の置かれた食環境の状況を踏まえた支援の提案や、国の健康日本 21 (第二次) や自治体の健康増進

<sup>4</sup> 認知行動療法の手法:認知行動療法とは、人間の思考・行動・感情の関係性に焦点をあてて、思考・ 行動様式を修正し、症状や問題を解決していく治療法である。保健指導の場面 でも、認知行動療法の諸技法を取り入れた支援を行うことにより、対象者が健 康行動を身に付け、自律的に健康維持あるいは症状管理を行っていくこと(セ ルフコントロール)ができるように動機づけるとともに、生活改善につなげて いくことが可能。

<sup>5</sup> コーチングの手法:相手の本来持っている能力、強み、個性を引き出し、目標実現や問題解決する ために自発的行動を促すコミュニケーション技術。

計画に基づく栄養・食生活に関する目標について情報提供できる能力が必要である。 また、②の身体活動・運動についての専門知識と合わせて、対象者により良い支援 を提案できる能力が必要である。

### ②身体活動・運動についての専門知識

運動生理学、スポーツ医科学、体力測定・評価に関する基礎知識を踏まえ、身体活動・運動や運動習慣と生活習慣病発症との関連において科学的根拠を活用し、対象者に分かりやすく説明できる能力、さらに正しい身体活動・運動フォームや実施方法を実演する能力が必要である。

特に、身体活動・運動の量、強度、種類に関する知識や、誤った身体活動・運動の実施に伴う傷害に関する知識が求められるほか、対象者に応じた身体活動・運動の習慣を獲得するための工夫を提案できる能力が求められる。

さらに、対象者の身体活動・運動の量やそれに伴うエネルギー消費量の増加を適切に把握し、体力の水準を簡便に評価する方法を身につけ、健康づくりのための身体活動基準 2013 に基づく、個々人に応じた支援の提供や、国の健康日本 21 (第二次) や自治体の健康増進計画に基づく身体活動・運動に関する目標について情報提供できる能力も必要である。また、①の栄養・食習慣についての専門知識と合わせて、対象者により良い支援を提案できる能力が必要である。

### ③たばこについての専門知識

喫煙は、動脈硬化の独立した危険因子である。喫煙すると、血糖の増加、血液中の中性脂肪やLDL コレステロールの増加、HDL コレステロールの減少等の検査異常がおこりやすい。喫煙とメタボリックシンドロームが重なると動脈硬化がさらに進んで、いずれも該当しない人と比べて、約4~5倍、脳梗塞や心筋梗塞にかかりやすくなる。喫煙によって年間12-13万人が死亡していると推定されており、この値は年間の全死亡者数の約1割に相当する。たばこによる健康被害は、国内外の多数の科学的知見により因果関係が確立しており、健診・保健指導の機会に禁煙支援を行う重要性は高い。

対象者の喫煙状況や禁煙の意志をアセスメントし、喫煙が健康に及ぼす影響、禁煙が健康にもたらす効果、禁煙方法等について、9 学会による禁煙ガイドライン(2010年改訂版)等の科学的根拠に基づき、対象者の特性に合わせて分かりやすく説明し、禁煙を支援できる能力が必要である。喫煙が健康に及ぼす影響については、喫煙が独立した循環器疾患や糖尿病のリスク因子であるとともに、メタボリックシンドロームやその他の生活習慣病に喫煙が重なると虚血性心疾患や脳血管疾患のリスクが著しく高まることを説明する必要がある。なお、厚生労働省では平成18年5月に禁煙支援マニュアルを公表しており、平成25年にはその改訂版が公表されるので参照されたい。また、第3編第3章3-4(4)⑦や第3編別添資料も参照されたい。

### ④アルコールについての専門知識

健康日本 21 (第二次)では、生活習慣病のリスクを高める飲酒量を「純アルコール摂取量で男性 40g/日以上、女性 20g/日以上」と定義した。これは、がん、高血圧、脳出血、脂質異常症等のリスクが1日平均飲酒量とともにほぼ直線的に上昇すること、また、全死亡、脳梗塞及び虚血性心疾患についても概ねこの飲酒量を超えるとリスクが上昇することによる\*。したがって、生活習慣病予防のアプローチとして減酒支援は重要である。また、純アルコール 1g は 7kcal に相当し、体重コントロールの観点からも、減酒支援は栄養・運動指導を補完する新たな切り口となり得る。さらに、保健指導は、アルコール依存症患者が見出された場合に、専門医療機関での治療につなげる貴重な機会となり得る。

これらを踏まえ、保健指導実施者は、アルコールによる身体的・精神的及び社会的な影響に関する知識を持ち、対象者が抱える困難に共感しつつ、問題点を分かりやすく説明し、行動変容へと結びつける姿勢が求められる。具体的な支援方法は、第3編第3章3-4(4)⑧や第3編別添2を参照されたい。

※ 例えば、男性で週 450g 以上の純アルコール(日本酒換算で 1 日平均 3 合程度)を摂取する 者の全脳血管性障害(脳出血+脳梗塞)の罹患率は、機会飲酒者の約 1.6 倍に上昇する。

【出典】Iso H et al. Alcohol consumption and risk of stroke among middle-aged men. Stroke. 2004.

### (7) 学習教材を開発する能力

生活習慣の改善を支援するためには、保健指導の実施に際して、効果的な学習教材が必要である。そのため、対象者のライフスタイルに合わせて適切に活用できる学習教材を開発する能力が求められる。なお、このような学習教材は科学的根拠に基づき作成することが求められ、常に最新のものに更新することが望ましい。

具体的には、本プログラムを活用しつつ、他機関の教材に関する情報、実際に特定健診・特定保健指導を実施した対象者の具体的事例に基づく事例検討会などをもとに検討し、地域の実情に応じて保健指導の学習教材等を工夫、作成する能力が求められている。

#### (8)活用可能な社会資源に関する情報収集を行う能力

平成24年7月に改正された地域保健対策の推進に関する基本的な指針において、いわゆるソーシャル・キャピタル<sup>6</sup>の健康づくり等における重要性が示された。対象者の行動変容を支援する際にも、個別の保健指導だけでなく、健康教室のような集団での教育や、身近な健康増進施設、地域の自主グループ等の社会資源の活用を組み合わせることで、より効果が上がることが期待される。そのため、日頃から、活用可能な社会資源の種類や、活用のための条件等について十分な情報収集を行い、地域・職域の資源を効果的に活用した支援ができる能力が必要である。

<sup>6</sup> ソーシャル・キャピタル・・・地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本。「人と人との絆」、「人と人との支え合い」に潜在する価値を意味している。